

## 「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	⑦動物愛護の推進			
(施策の小項目)	—			
主な取組	動物適正飼養普及啓発事業	実施計画 記載頁	122	
対応する 主な課題	○広く県民の間に動物愛護思想を普及し、動物の適正飼養及び管理に関する知識やモラルの向上を図っていく必要がある。また、犬の飼い主をはじめ、広く県民に対して狂犬病予防に関する普及啓発を強化していく必要がある。			

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	動物愛護思想を普及し、動物の適正飼養、管理(飼い主の責任等)に関する知識やモラルの向上を図るための動物愛護及び狂犬病対策に係る啓発を行う。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	動物愛護及び狂犬病対策に係る啓発					→	県
	担当部課 環境部 自然保護・緑化推進課 (狂犬病対策:保健医療部生活衛生課)						

### 2 取組の状況(Do)

#### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
動物適正飼養普及啓発事業費	10,610	9,928	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷動物の收容や飼えなくなった犬猫の引取り</li> <li>・適正飼養の指導啓発</li> <li>・動物取扱業者等の監視指導</li> <li>・收容された犬・猫の新たな飼い主への譲渡活動</li> <li>・沖縄県動物愛護管理推進計画の実施</li> <li>・捨て犬・捨て猫防止街頭キャンペーン、動物愛護街頭キャンペーン、動物愛護の集い、動物愛護図画コンクールの実施</li> </ul>	県単等
928			計画値	実績値
—			—	—
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	<p>捨て犬、捨て猫防止キャンペーン及び「動物愛護の集い」イベントを実施したことにより、捨て犬・捨て猫の防止や動物愛護精神の普及を県民へ周知することができた。</p> <p>また、收容された犬・猫に延命の機会を与えるため、動物愛護団体やボランティア等と連携し、新たな飼い主への譲渡活動の強化が図られた。</p> <p>さらに、動物愛護図画コンクールを実施したことにより、子供達に動物愛護について興味を持たせることができた。</p>			

様式1(主な取組)

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
動物適正飼養普及啓発事業費	10,715	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷動物の收容や飼えなくなった犬猫の引取り</li> <li>・適正飼養の指導啓発</li> <li>・動物取扱業者等の監視指導</li> <li>・收容された犬・猫の新たな飼い主への譲渡活動</li> <li>・沖縄県動物愛護管理推進計画の実施</li> <li>・捨て犬・捨て猫防止街頭キャンペーン、動物愛護街頭キャンペーン、動物愛護の集い、動物愛護図画コンクールの実施</li> </ul>	県単等

(3) これまでの改善案の反映状況

地域猫の適正飼育モデル地区への応募について、県ホームページに掲載するとともに、各市長村に、市長村の広報誌やホームページへの掲載を依頼した結果、1件の応募があった。終生飼養できないとして持ち込まれた犬猫については、引き取りを拒否して新たな譲渡先を探すように指導を行った。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
犬・猫の收容頭数の推移(狂犬病予防法による犬の捕獲頭数を含む)	7,243頭 (23年)	7,728頭 (24年)	5,905頭 (25年)那覇市分含む	↗	—
状況説明	平成26年度は、計画どおり飼い犬猫の安易な引取りの拒否したり、收容された犬・猫の新たな飼い主への譲渡活動を実施する等、順調に進捗しており、犬・猫の合計收容頭数は減少傾向である。引き続き、取組を推進することで、犬・猫の合計收容頭数の減少を図る。				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

- ・動物の引き取り施設(動物愛護管理センター)には收容限界がある。
- ・犬については、狂犬病予防法による犬の登録義務などの規制があるため、飼い主の責任について社会的ルールがある。
- ・犬猫の引き取りは、飼い主のモラルに左右される
- ・猫の飼養等を規制する法令がない。
- ・ノラネコの問題については、ノラネコへの無責任な餌やりなど県民のモラルが関係する。
- ・地域猫活動は、主体となる地域住民の発意による。

## 様式1(主な取組)

### (2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

- ・飼い主をはじめとする県民への啓発活動の強化を行う必要がある。
- ・ノラネコへの対策の強化を行う必要がある。

## 4 取組の改善案(Action)

- ・地域住民がノラネコ対策として地域猫活動に取り組むかを考える材料として、地域猫活動に関するマニュアルを提供する。
- ・街頭キャンペーンや動物愛護の集いを活用して、地域猫活動について周知を図る。
- ・ホームページを活用して地域猫の適正飼育モデル地区への地域住民からの応募を促進し、当該地区の地域猫に不妊手術を施すとともに、餌やりの制限等について周知を図る。
- ・終生飼養できないとして持ち込まれた犬猫については引き取りを拒否したりして引き取り頭数を削減する。